

地方独立行政法人長野市民病院 第4期中期目標（素案）

前 文

地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）は、市民の健康の維持・増進及び福祉の向上に資するため、地域の中核病院として、24時間365日の「救急医療」の提供や、「がん診療」及び「脳・心臓・血管診療」をはじめとする高度急性期医療の充実に取り組むとともに、地域の医療機関等との機能分担や連携を図りながら、地域包括ケア病棟の活用や訪問看護体制の強化などにより、地域包括ケアシステムの構築を推進し、在宅医療の支援に取り組んできた。

また、地方独立行政法人の特長を生かした効果的かつ効率的な病院運営を行うことで、経営基盤の確立に努めてきた。

一方、急速に進む少子高齢化により医療需要の変化が見込まれるほか、コロナ禍を契機として続く受診控えや人件費の上昇、物価の高騰等により収支への影響が避けられず、病院経営を取り巻く状況は厳しさを増している。

このような状況の中、市の政策とも連携しながら、大規模自然災害や新興・再興感染症の発生時の対応を含め、市民病院として求められる役割や市民のニーズを適切に捉え、より一層、効果的かつ効率的に診療機能の充実を図るとともに、更なる経営の健全化に取り組んでいく必要がある。

加えて、働き方改革とデジタル技術の活用を一層推進し、良質な医療を将来にわたって持続的に提供していくことが求められている。

そこで、長野市は、病院開設以来の実績と信頼を土台として、引き続き高度急性期医療の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進しながら、持続可能な経営を目指し、公立病院としての使命と責任を積極的に果たしていくことを法人に求め、ここに第4期の中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担うべき医療

(1) 救急医療

急性期医療を担う地域の中核病院として地域医療に貢献するため、救急車を原則として断らない体制を維持しながら、24時間365日救急医療を提供すること。

また、消防、医師会等の関係機関や後方支援病院との連携を図りながら、円滑な救急搬送患者の受入れと、引き続き長野市民病院・医師会急病センターの運営を行うこと。

更に、救急ワークステーションの継続運用及び救急救命士の実習協力など

を通じて、地域の救急医療の質の向上に貢献すること。

(2) がん診療

地域がん診療連携拠点病院として、先進技術を活用しながら、手術、放射線、抗がん剤など複数の治療法を組み合わせた、がん集学的治療を推進し、高度専門的ながん診療を提供するとともに、がんセンターを中心としたチーム医療を推進すること。

また、がんと診断されたときからの緩和ケアの提供体制を強化するとともに、就労支援を含めた相談支援の充実に努めること。

(3) 脳・心臓・血管診療

高齢化の進展に対応するため、急性期脳梗塞に対する脳血管内治療を推進し、地域の一次脳卒中センターとして、24時間365日、脳卒中患者の受入れに努めること。

また、急性心筋梗塞や狭心症の治療をはじめとする心臓・血管診療を更に推進するとともに、脳心血管疾患を予防するため、糖尿病治療の充実に図ること。

(4) 高齢者等に配慮した医療

患者の高齢化による認知症をはじめとする精神的、身体的症状へ適切に対応し、患者が十分な医療を受けることができるよう認知症ケアの提供体制の強化等を図ること。

また、高齢者の軽症急性期入院については、地域包括ケア病棟等を活用して適切に対応すること。

(5) 急性期後の患者に対する医療

地域の医療機関や介護サービス事業所と緊密に連携しながら、24時間訪問看護体制の強化を図るとともに、地域包括ケア病棟を効率的に運用し、在宅等からの患者の受入れを含め、地域で求められる多様なニーズに応えるよう努めること。

(6) 子どもに関わる医療

人口減少、少子・高齢化対策に市と協働して取り組み、院内の多職種によるチーム医療を通して、小児心身症・発達障害等の専門的な診療やリハビリテーションを提供するとともに、生殖医療センターにおいて高度生殖医療を提供し、不妊治療を推進すること。

また、院内託児所を活用した病後児保育について、市の子育て部門と連携しながら、適切に運用すること。

(7) 予防医療

市の健康福祉部門と連携しながら、人間ドックをはじめとした健診事業を通じ、糖尿病予防などの生活習慣指導やがんその他生活習慣病の早期発見・

早期治療を推進するとともに、予約の取りにくい人間ドックの受入状況を改善すること。

(8) 災害時対応

市との連携のもと、災害発生時における備えとして、BCP（事業継続計画）の継続的な見直し等により医療・救護体制を整備し、災害対策等に一定の役割を果たせるよう努めるとともに、地域災害拠点病院及び長野県DMAT指定病院として、関係機関からの要請に応じて被災地域への支援を行うこと。

また、ハザードマップ等を踏まえ、地震や水害等を想定した施設・設備の整備を検討すること。

(9) 新興感染症等への対応

新興感染症及び再興感染症の発生及び拡大に備え、平時から感染症対策の強化を図るとともに、感染発生時には、長野県等の関係機関、関係団体及び他の医療機関と連携・協力しながら、迅速かつ適切に対応し、感染患者の受入れをはじめ、必要な医療が提供できるよう、感染レベルに応じた診療体制の構築に努めること。

2 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療

患者や家族が医療内容を適切に理解し、治療の選択に主体的に関わることができるよう、患者の視点に立った「説明と同意」の徹底を図ること。

また、患者の同意の基に作成する診療計画であるクリニカルパスの活用を推進し医療の標準化とチーム医療の質向上を図るとともに、セル看護提供方式による看護を行うことで、患者が安心して質の高い医療を受けることができるよう努めること。

(2) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、接遇の向上とプライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。

また、外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの更なる改善に取り組むこと。

(3) 情報提供の推進

疾病の予防や健康づくりを推進するため、市の健康福祉部門と連携しながら、医療や糖尿病予防、フレイル予防など健康に関する情報の発信及び普及啓発に努めること。

3 医療に関する調査及び研究

医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、大学などと連携した医療に関する調査及び研究を推進すること。

4 医療提供体制の充実

(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

地域医療支援病院及び長野県が指定する紹介受診重点医療機関として、かかりつけ医や地域の医療機関との機能分担と連携を強化することで、紹介患者の受け入れや患者に適した医療機関への逆紹介を円滑に進め、地域完結型医療を推進すること。

また、地域包括ケアシステムの更なる充実に向けた在宅医療の推進のため、地域の医療機関や介護サービス事業所等と連携しながら、地域包括ケア病棟を活用した在宅復帰支援や施設・在宅からの緊急入院受入れに積極的に対応するほか、24時間訪問看護体制の充実に引き続き取り組むこと。

(2) 地域医療構想を踏まえた連携強化

長野県地域医療構想を踏まえ、長野医療圏内の医療提供体制の維持・向上を図るため、圏域内の他の医療機関等との機能分担に努め、連携を強化すること。

(3) 近隣病院等への診療支援

市と協働して中山間地域対策に取り組み、へき地医療を担う国保診療所への診療支援を行うとともに、長野県が指定する地域医療人材拠点病院として、医師が不足する近隣の病院等への医師派遣等を通じて、診療支援に努めること。

(4) 医療機器の計画的な更新・整備

良質な医療を持続的に提供できるよう、計画的かつ地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な予算執行により、医療機器の更新・整備を進めること。

なお、更新・整備は、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断し、適切に実施すること。

(5) 医療DXの推進

医療の質の向上並びに医師をはじめとする医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を図るため、ICT（情報通信技術）やAIなどデジタル技術を積極的に活用し、国の施策の動向等を踏まえながら、医療DXを推進すること。

(6) 先進医療の推進

安全で質の高い高度医療を提供するため、ロボット支援手術をはじめとする先進医療や高度な医療技術を積極的に導入・活用すること。

(7) 医療職の人材確保及び育成

提供する医療水準の維持・向上のため、医師、看護師、その他必要な医療職の確保と質の高い人材の育成に努めること。

また、専門医や技術認定医の取得・更新を推進し、チーム医療に貢献できるメディカルスタッフのほか、DXに強い人材の育成に努めること。

(8) 教育研修

初期・後期臨床研修機能の充実を図るため、研修プログラムの継続的な見直しを行うとともに、地域医療を担う医療従事者を対象とした研修会等を開催するほか、学生の実習を積極的に受け入れること。

また、職員のキャリアアップを積極的に支援し、その成果が活かされる仕組みの構築に努めること。

(9) 医療安全対策

安全・安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の主導のもと、医療事故や院内感染の情報収集・分析を通じて、予防・再発防止に取り組み、医療安全対策及び院内感染対策の一層の充実を図ること。

(10) コンプライアンス（法令遵守）の徹底

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、適正な業務運営を行うこと。

また、個人情報保護や情報公開等に関して適切に対応すること。

5 地域との連携推進

地域住民との意見交換の機会を設けるとともに、ボランティアの受入れ等を通じて、地域住民との積極的な連携を図り、地域に根差した病院運営に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 経営管理機能の充実

(1) 管理運営体制の強化

中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画を確実に実行し、効果的かつ効率的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行うこと。

また、医療情勢や近隣病院の動向等を的確に把握し、経営情報の収集・分析を強化することで、より戦略的な病院経営を行うとともに、医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努め、目標達成のための企画力・実行力の強化を図ること。

さらに、会計監査法人等を活用したチェック機能により、財務諸表等の更なる信頼性の向上に努めること。

(2) 業務改善の推進

業務改善に職員が積極的に参画する取組を推進すること。

また、医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用し、継続的な業務改善に取り組む

こと。

2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備

(1) 人事評価制度の再構築

職員のモチベーション向上につながる人事評価制度を再構築すること。

(2) 働き方改革の推進

良質な医療を持続的に提供するため、多職種間のタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）の推進に加え、ICT等を活用した業務の効率化などにより、医師をはじめとする職員の働き方改革を推進すること。

(3) 働きやすくやりがいのある職場環境づくり

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じて働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、業務運営への職員意見の反映や成果の共有などにより、職員一人一人のやりがいと意欲の向上につながるよう努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営強化に向けた取組の推進

診療報酬改定等の医療環境の変化や医療ニーズに対応しながら、救急患者の積極的な受入れや地域の医療機関等との連携強化等により患者数を確保し、収益力の向上を図るとともに、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めること。

また、経営分析等により、業務の質と量に応じた費用の適正化を図るとともに、DXによる業務の効率化を図り、物価高騰にも対応しながら、コスト縮減に努めること。

本目標期間では、病院経営を取り巻く状況は、引き続き厳しいことが予想されるが、経営強化に向けた取組を一層推進し、各事業年度の経常収支比率を100%以上とするよう努めること。

2 持続可能な経営基盤の確立

市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを十分に認識するとともに、持続可能な自立した経営基盤の確立に向け、経営強化プランに沿って、更なる経営の健全化に取り組むこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備等に関する事項

施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療情勢及び医療需要

等の動向並びに地域における医療資源等を的確に把握した上で、機能や規模の適正化とコスト合理化を図り効率的な整備計画を策定し実施すること。